

仕 様 書

1 件名

広島市立広島市民病院酸素濃縮装置等賃貸借（新規患者分）（単価契約）

2 契約対象物件（以下「物件」という。）及び設置場所

契約対象物件	設置場所
酸素濃縮装置	在宅酸素療法実施者宅 他
携帯用酸素ボンベ	
呼吸同調式デマンドバルブ	
在宅酸素療法材料（鼻カニューレ、延長チューブ等）	
パルスオキシメーター	

3 契約対象物件の仕様

- (1) この仕様書における酸素濃縮装置とは次のものをいう。
 - ① 慢性呼吸不全の患者に対し、在宅酸素療法を実施できるもの。
 - ② 酸素の流量、酸素濃度が設定数値を下回った時、自動的に調整されること。または、自動調整できない場合は警報機能があること。
 - ③ 診療報酬 [C103 在宅酸素療法指導管理料] が算定できるもの。
- (2) 使用済みの物件を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行ったうえで貸与するものとする。
- (3) 小児患者に在宅酸素療法材料（鼻カニューレ等）を支給する場合は、小児患者は成人に比べ鼻孔が小さいため、受注者は、患者の状態に最適のものを支給するものとする。
- (4) 小児患者にパルスオキシメーターを貸し出す場合は、小児患者は血管が特に細いため、受注者は、患者の状態に最適のものを貸与するものとする。
- (5) 24時間体制で、患者やその家族等からの緊急連絡（国内旅行・外泊の場合を含む。）に対応（留守番電話や FAX 対応は不可）するものとする。
- (6) 物件の故障等が発生し、至急対応が必要な場合には、速やかに使用者宅等を訪問して対応するものとする。
- (7) 旅行・外泊中の対応については、受注者は、使用者に物件貸与時及び使用者から旅行・外泊する旨の申し出があった時には、サポート体制、物件の取扱等について説明するものとする。
- (8) 災害時（地震は該当地域で震度5以上を観測したとき。気象等に関する特別警報レベル4が発令されたとき）の対応については24時間体制で次に掲げる内容で行うものとする。

- ① 在宅酸素療法に使用する機器の状態と酸素残量について、直ちに使用者宅等へ連絡し、患者やその家族等に状況確認を行い、実態の把握に努めること。
- ② 患者が避難所等へ避難したときは、避難所等でも在宅酸素療法が可能（ポータブル機器の貸し出し等）となるよう対応すること。
- ③ 在宅酸素療法に使用する機器や、貸し出し先等に変更が生じた場合は、発注者へ報告すること。

4 物件の発注

物件の発注は、発注者が所定の様式の指示書を受注者に提示することにより行うものとする。

5 物件の引渡し等

- (1) 受注者は、物件の引渡しに当たっては、次の事項について責任をもって行うものとする。
 - ① 発注者が指示した引渡期日及び場所に物件を搬入し、使用者が使用できる状態に調整を完了し使用者に引き渡すこと。ただし、天災地変等の事情により引渡しが遅延した場合には、この限りではない。
 - ② 使用者に、物件の取扱方法及び広島市立広島市民病院での定期的な受診が必要であることを説明すること。
 - ③ 使用者に故障時等の対応を説明すること。
- (2) 受注者は、前項の作業が終了すると、物件の貸与報告書を作成し、使用者の確認を得たうえで、発注者に提出すること。この報告書の提出をもって物件の引渡しが完了したもののみならず。また、受注者は、その写しを保管しておくこと。
- (3) 発注者は、使用者が、主治医の処方及び別途受注者が使用者に手交する物件の取扱説明書に従い、正しく使用するよう指導するものとする。

6 物件の保守・点検等

- (1) 受注者は、少なくとも6ヶ月に1回、受注者の負担において物件の点検及び部品交換等を行い、物件を常に良好な状態に保たなければならない。
- (2) 受注者は、使用者の使用する携帯用酸素ポンベの酸素について、使用者が指定した日時に詰め替え及び配送を行うものとする。ただし、発注者にあらかじめ通知して承諾を得た場合は、詰め替え及び配送を第三者に行わせることができる。
- (3) 24時間体制で故障等の緊急時の問い合わせに対応するものとする。
- (4) 修理費・部品費・出張費用等は全て受注者の負担とする。
- (5) 物件の故障時に使用者宅等での修理が不能な場合には、正常な代替機器へ交換して対応するものとする。

7 使用者宅への立ち入り等

- (1) 受注者は、従業員が搬入、点検等のために使用者宅等に立ち入る場合は、あらかじめ発注者及び使用者の同意を得るものとする。ただし、緊急時等であらかじめ同意を得ることが困難な場合は、使用者の同意のみとする。
- (2) この場合、受注者の従業員は受注者が発行する身分証明書を、発注者や使用者の求

めで速やかに提示しなければならない。

8 請求及び支払い

- (1) 受注者は、毎月月末に使用者の物件使用等を確認したのち、速やかに発注者に対して報告書及び適法な支払請求書をもって賃貸借料の請求を行うものとする。
- (2) 発注者が受注者に対して支払う賃貸借料の月額は、契約対象物件ごとの賃貸借料（月額単価）に当該月の使用台数を乗じて得た額を合算した額とする。